

## 公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター役員等に対する報酬等の支給の基準

定款第13条第1項及び第27条第1項の規定により、役員等は無報酬とする。

この基準において「役員等」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

公益財団法人上尾市勤労者福祉サービスセンター定款(抜粋)

第13条 評議員は、無報酬とする。

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常時勤務する理事に限り、報酬を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。